

## 再任用教職員の労働条件改善を

特別支給年金の支給年齢が段階的に引き上げられ、現在62歳となっています。

退職から年金支給までの生活保障のため、再任用制度が義務化となり、現在、再任用者の方々が学校現場で勤務しています。

しかし、給与は、(最高号俸現給保障) 424,800円 → 286,624円へと下げられます。

また、実習教諭及び寄宿舎指導員の給与は、すべて1級となり、244,296円へと下げられます。

期末・勤勉手当の支給割合は2.20月分となり、職務に関連する手当(通勤手当、特殊勤務手当等)、住居手当及び単身赴任手当は支給されますが、生計を補完する手当(扶養手当、寒冷地手当)及び人材確保のための手当(特地勤務手当等)は支給されません。

1961年度生まれの方々以降は、年金支給が65歳となります。今後、再任用者が増えることで、現職教職員の方々を含めた人事異動や、再任用者自身の待遇改善などの課題解決が必要となります。

### 第2回再任用教職員学習会

- |   |      |  |                                      |
|---|------|--|--------------------------------------|
| 1 | 日 時  | 2016年11月26日(土)   | 15:00～学習会<br>18:00～夕食懇談会<br>翌朝朝食後、解散 |
| 2 | 会 場  | つなぎ温泉 愛真館  |                                      |
| 3 | 参加対象 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・再任用教職員(現業員含む)</li> <li>・17年3月定年退職予定者(現業員含む)</li> <li>・18年3月定年退職予定者(現業員含む)</li> </ul> |                                      |

再任用制度のさまざまな課題を解決するため、再任用での高教組継続加入をお願いいたします。

## 永年勤続表彰者を囲む会

10月13日に高教組主催の永年勤続表彰者を囲む会を開催し、105人の参加がありました。また同日に高現組永年勤続者を祝う会を開催しています。

勤続15年と25年の翌年にはキャリアアップ休暇が取得できます。キャリアアップ、リフレッシュのために有効に活用しましょう。



### キャリアアップ休暇

勤続年数15年 3日間

勤続年数25年 5日間

年数に達する年度の翌年度から2年間、連続する日数の範囲内